

**改正**

平成30年12月13日条例第37号

稚内市空家等の適正管理に関する条例

(目的)

**第1条** この条例は、空家等の所有者等の義務等必要な事項を定め、空家等の適正な管理を図ることにより、空家等の倒壊等の事故及び火災、犯罪の発生等並びに市民の生命、身体又は財産に対する侵害を防止し、もって市民と地域の安全及び安心の確保と生活環境の保全を行うことを目的とする。

(定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 市内に所在する空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する空家等をいう。
- (2) 特定空家等 市内に所在する法第2条第2項に規定する特定空家等をいう。
- (3) 管理不全な状態 老朽化若しくは積雪、強風等の自然災害により建物等（建物その他の工作物をいう。以下この号において同じ。）が倒壊し、若しくは建築材等が飛散するおそれがある状態、建物等に不特定の者が侵入することにより火災若しくは犯罪が誘発されるおそれのある状態又は建物等の周辺の住民に対し迷惑を与えるおそれのある状態をいう。
- (4) 所有者等 所有者又は管理者をいう。
- (5) 市民 市内に居住し、若しくは滞在し、又は通勤し、若しくは通学する者をいう。

(市の責務)

**第3条** 市は、空家等の対策に関し必要な施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。

(空家等の所有者等の義務)

**第4条** 空家等の所有者等は、当該空家等が存する土地の整理整頓を行うとともに、当該空家等が管理不全な状態にならないよう適正な管理を行わなければならない。

2 空家等の所有者等は、空家等の適正な管理のために市が行う施策に協力しなければならない。

(稚内市空家等対策計画)

**第5条** 市は、法第6条第1項の規定に基づき、稚内市空家等対策計画を定めるものとする。

(稚内市空家等対策協議会)

**第6条** 法第7条第1項の規定に基づき、稚内市空家等対策協議会（以下この条において「協議会」という。）を置く。

- 2 協議会は、法第7条第1項に規定する協議を行うほか、市長の諮問に応じ、空家等の対策に関し必要な事項を調査審議する。
- 3 協議会は、委員8人以内をもって組織する。
- 4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 協議会に会長を置き、市長をもって充てる。
- 6 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 7 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(情報提供)

**第7条** 市民は、管理不全な状態にある空家等があると認めるときは、市長にその情報を速やかに提供するものとする。

(実態調査)

**第8条** 市長は、前条の規定による情報提供があったとき、又は第4条第1項に規定する管理が行われていないおそれがあると認めるときは、当該空家等の実態調査を行うことができる。

(助言又は指導)

**第9条** 市長は、前条の実態調査により空家等が管理不全な状態にあると認めるとき（当該空家等が特定空家等である場合を除く。）は、当該空家等の所有者等に対し、必要な措置について助言又は指導を行うことができる。

(勧告)

**第10条** 市長は、前条の助言又は指導を行った場合において、なお当該空家等が管理不全な状態にあると認めるときは、当該空家等の所有者等（当該空家等の適正な管理を行うために必要な措置を講ずることができる権原を有する者に限る。次条、第14条及び第15条において同じ。）に対し、管理不全な状態を是正するために必要な措置をとることを勧告することができる。

(命令)

**第11条** 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なくその勧告に係る措置をとらなかったときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(公表)

**第12条** 市長は、前条の規定による命令を行った場合において、その命令を受けた者が、正当な理由なくこれに従わないときは、次に掲げる事項を公表することができる。

- (1) 命令に従わない者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 命令に係る空家等の所在地
- (3) 命令の内容
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 市長は、前項の規定により公表をするときは、当該命令に従わない者に、事前に、意見を述べる機会を与えなければならない。

(代執行)

**第13条** 第11条の規定による命令を受けた者がこれを履行しない場合において、他の手段によってその履行を確保することが困難であり、かつ、その不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、市長は、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところに従い、自ら当該命令を受けた者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれを行わせ、その費用を当該命令を受けた者から徴収することができる。

(安全代行措置)

**第14条** 市長は、管理不全な状態にある空家等の所有者等から当該管理不全な状態を解消することができないとの申出があったときは、当該管理不全な状態を回避するために必要な最低限度の措置（以下この条において「安全代行措置」という。）を行うことができる。

- 2 前項の安全代行措置に要する費用は、当該申出をした者の負担とする。
- 3 市長は、安全代行措置を実施する場合は、実施概要、概算費用、費用負担その他必要な事項につき当該申出をした者の同意を得なければならない。

(緊急安全措置)

**第15条** 市長は、空家等が管理不全な状態にあることにより、人の生命、身体又は財産に危険な状態が切迫していると認められるときは、当該危険な状態を回避するために必要な最低限度の措置（以下この条において「緊急安全措置」という。）を行うことができる。

- 2 市長は、前項の規定により緊急安全措置を行おうとする場合にあつては、当該空家等の所有者等の同意を得なければならない。ただし、過失がなくその者を確知することができないときは、この限りでない。

3 前項ただし書の場合においては、市長は、事前に、その行おうとする緊急安全措置の内容を公示するものとする。

4 市長は、緊急安全措置に要した費用を当該空家等の所有者等に請求するものとする。

5 市長は、緊急安全措置を実施する場合（第2項ただし書の場合を除く。）は、実施概要、概算費用、費用負担その他必要な事項につき当該空家等の所有者等に通知しなければならない。

（文書閲覧又は資料提供の求め）

**第16条** 市長は、空家等の所有者等を特定するために必要があると認めるときは、当該所有者等の氏名、住所その他の事項につき、官公署に対し必要な文書の閲覧又は資料の提供を求めることができる。

（関係機関との連携）

**第17条** 市長は、空家等に関し災害又は犯罪を防止するために必要があると認めるときは、市の区域を管轄する警察その他の関係機関等に必要な措置を講ずることを要請することができる。

（報告及び検査）

**第18条** 市長は、この条例を施行するために必要な限度において、空家等の所有者等に対し、空家等の管理に関し必要な報告を求め、又は当該職員に空家等に立ち入り、これを検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（経費の補助）

**第19条** 市長は、第9条の助言若しくは指導若しくは第10条の勧告又は法第14条第1項の助言若しくは指導若しくは同条第2項の勧告に従って解体撤去の措置をとる者に対し、別に定めるところにより、予算の範囲内において、その経費の一部を補助することができる。

（規則への委任）

**第20条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

#### 附 則（平成30年12月13日条例第37号）

この条例は、平成31年1月1日から施行する。